事務連絡

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管部(局) 御中 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企 画 課 障 害 福 祉 課 精神・障害保健課

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の施行について(周知)

日頃より障害保健福祉の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成30年12月14日に公布された「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号。以下「法」という。)及び関係法令が本月1日に施行されたことに伴い、今般、厚生労働省子ども家庭局より、別紙のとおり、「「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の施行について」(令和元年11月29日子発1129第7号厚生労働省子ども家庭局長通知)が、各都道府県知事・保健所設置市市長・特別区区長宛てに通知されました。

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令」(令和元年政令第170号)第8条において、都道府県障害福祉計画、都道府県アルコール健康障害対策推進計画等が掲げられ、都道府県は当該計画の作成に当たり成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとされています。

つきましては、法の趣旨及び内容について御了知いただくとともに、管内市町村に も御周知いただくようお願いいたします。